

当院の診療・施設基準に関する情報

当院は、厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療を行っている「保険医療機関」です。

- ・受診の際はその都度、必ず保険証を受付にお出しください。※持参なき場合は、普通料金を申し受けます。
 - ・保険証および保険証の記号・番号が変わった時は、すぐに受付に新しい保険証をお出しください。
 - ・予防接種（帯状疱疹ワクチン・インフルエンザ）など自費診療は保険診療として取り扱うことはできません。
 - ・その他不明な点は窓口にておたずねください。
 - ・治療や検査の内容によって呼びする順番が変わる場合がございますので、ご了承ください。
 - ・電話でご相談等をいただいた場合、健康保険法の規定により、料金をいただきます。
- なお、夜間・早朝・時間外・深夜・休日の場合は対応する加算を算定いたします。

当院では患者様に安心して受診いただけるように、下記の事項に取り組み厚労省の指導に基づき、

- ・明細書発行体制加算
 - ・時間外対応加算2
 - ・機能強化加算
 - ・一般名処方加算
 - ・外来感染対策向上加算
 - ・連携強化加算
 - ・サーベイランス強化加算
 - ・情報通信機器を用いた診療
 - ・オンライン資格確認
 - ・地域包括診療加算
 - ・医療DX推進体制整備加算
 - ・医療情報取得加算
 - ・長期収載品の処方に係る選定療養
- の算定・実施をしております。

■かかりつけ医制度・機能強化加算について

当院ではかかりつけ医機能を有する医療機関として、かかりつけの患者様に以下の取り組みをおこなっております。

- ・他の医療機関の受診状況及び処方されている医薬品を把握した上で、服薬管理等を行います。
- ・健康診断の結果等の健康管理に関するご相談に対応いたします。
- ・必要に応じて、専門医師・専門医療機関への紹介を行います。
- ・介護・保健・福祉に関するご相談に対応します。
- ・夜間・休日等の緊急時の対応方法について情報提供いたします。
- ・医療機能情報提供制度を利用してかかりつけ医機能を有する医療機関を検索することが可能です。

■オンライン資格確認

オンライン資格確認システムを通じて患者様の薬剤情報や特定健診等取得した情報を診療に活用する体制を整えています。

■診療明細書

当院では、医療の透明化や患者さまへの情報提供を積極的に推進していく観点から、診療明細書を無料で発行しております。診療明細書とは診療内容や薬の種類などの医療費の詳しい内容が記入された明細付きの領収書です。公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても発行いたしますので、ご希望される際はお申し出ください。ただし発行にはお時間を要しますので、お支払いの順番が前後し、お待ちいただくことがあることをご承知いただけます様宜しくお申し上げます。明細書の発行が不要な方は受付にお申し出ください。

■時間外の対応について

当院ではかかりつけの患者さんからの問い合わせ(連絡先：0561-87-4187)について、診療時間終了後の対応の取り組みを行っています。患者さんの診察中や運転中など状況により対応できない場合がありますので、その場合は下記にご連絡ください。

- ・瀬戸旭休日急病診療所：0561-82-0022（日・祝日のみ：診療時間はホームページをご確認ください）
- ・瀬戸市救急医療情報センター：0568-81-1133（24時間）
- ・小児救急電話相談：#8000（19:00～翌8:00）

■一般名処方に関するお知らせ

安定してお薬を服用していただくため当院では、医薬品の有効成分をもとにした一般名処方を行う場合があります。

■医療情報取得加算

当院では、マイナンバーカードを健康保険証として利用できる体制を整えることで

過去の受診歴・薬剤情報・特定健診情報等を取得・活用し、より良い医療の提供に努めています。

■医療 DX 推進体制整備加算

「DX」とは「デジタルトランスフォーメーション」の略称で、デジタル技術によって社会や生活の形を変えることを指す言葉です。医療 DX では、診察・治療・薬剤処方等における情報を最適な形で活用し、皆様がより良質な医療を受けられる体制の構築を目指します。

■長期収載品の処方に係る選定療養

令和 6 年 10 月より、医療上の必要があると認められず、患者さまの希望で長期収載品を処方した場合は、後発医薬品との差額の一部（後発品最高価格帯の差額の 4 分の 1 の金額）が選定療養として、患者さんの自己負担となります。選定療養は保険給付ではない為、公費も適応にはなりません。選定療養は薬局でのお支払いとなります。

・長期収載品とは：後発品のある先発医薬品で後発品収載から 5 年経過しているものや、後発品置換え率が 50% 以上のものなど要件にあった品目です。対象医薬品リストは厚生労働省ホームページで公表されています。

・選定療養とは：保険診療と保険外診療を合わせて行うことができるようにした制度の一つで保険外診療にあたります。公費を使用している方も、別途料金が発生します。

個人情報保護について

当院は患者さまの個人情報保護に全力で取り組んでいます。

当院では、個人情報を下記の目的にのみ利用し、その取扱いについてはスタッフ全員が細心の注意を払っています。

個人情報の取り扱いについてお気づきの点がございましたら受付窓口までお気軽にお申し出ください。

【当院における個人情報の利用目的】

【医療提供】

- ①当院での医療サービスの提供 ②他の医療機関等からの照会への回答
- ③他の病院、診療所、助産所、薬局、訪問看護ステーション、介護サービス事業者との連携
- ④患者さまの診療のため、外部の医師等の意見・助言を求める場合 ⑤検体検査業務の委託その他の業務委託
- ⑥ご家族の病状説明 ⑦その他、患者さまへの医療提供に関する利用

【診療費請求のための事務】

- ①当院での医療・介護・労災保険・公費負担医療に関する事務及びその委託 ②審査支払機関へのレセプト提出
- ③審査支払機関または保険者からの照会への回答④公費負担医療に関する行政機関等へのレセプトの提出、照会への回答
- ⑤その他、医療・介護・労災保険・および公費負担医療に関する診療費請求のための利用

【当院の管理運営業務】

- ①会計・経理 ②医療事故等の報告 ③当該患者さまの医療サービスの向上
- ④その他、当院の管理運営業務に関する利用（下記）
- 企業等から委託を受けて行う健康診断等における、企業へのその結果の通知
- 医師賠償責任保険等に係る、医療に関する専門の団体、保険会社等への相談または届出等
- 医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
- 医療の質の向上を目的とした当院内での症例研究
- 外部監査機関への情報提供

上記のうち、他の医療機関への情報提供について同意しがたい事項がある場合は、その旨をお申し出ください。

お申し出がないものについては、同意していただけたものとして取り扱わせていただきます

これらのお申し出は後からでも、いつでも撤回・変更をすることが可能です。

こだま耳鼻科クリニック 院長 児玉将隆

診療受付時間 月火水金 8:45~12:15/15:15~17:45 土 8:45~12:45（受付は診療時間の 30 分前までです）